

○内閣府令第 号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十三条第一項第十八号へ中「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者」に改める。

附 則

この府令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等

の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。